

宇都宮市立西小学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校では、「いじめほどの児童にも起こりうる」、「いじめは決して許されない行為である」との認識の下、いじめの根絶を目指して、いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底に努めてきた。

この度、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が施行されたことを受け、第13条※の規定に基づき、児童がこれまで以上に、楽しく、安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処（以下「いじめの防止等」という。）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を策定する。

※（法第13条）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめの防止等のための基本理念等について

（1）基本理念

- 全ての児童が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが許されない行為であること等について、児童が十分に理解できるようにします。
- いじめの防止等の行動指針である「うつつのみや いじめゼロ宣言」に基づく、児童の自主的な活動を支援します。
- 学校、市、家庭、地域その他の関係者との連携の下、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。
- 全ての児童が、自他の人権や生命を大切にするとともに、思いやりや感謝の心をもって他者と協力しようとする態度を養うため、「道徳の時間」を要とした全教育活動における道徳教育の充実や、児童主体による「ありがとうプロジェクト」などを推進します。
- いじめの早期発見・解消、撲滅のために、全校体制で児童一人一人に向き合い、児童の細やかな内面理解に努めます。

（2）いじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

① いじめの防止

- ・ 教育活動全体を通して、児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図る。
- ・ 児童が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

② いじめの早期発見

- ・ いじめの早期発見のための体制を整備する。
- ・ 教職員がいじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。
- ・ いじめアンケートやQ-U検査、教育相談等において、異変に気付いた場合、保護者と連携を密にしながら、組織的に迅速な実態把握を行う
- ・ 授業中のやりとり、休み時間の共遊や日記指導等を通して、日常的に児童の内面理解に努める。

③ いじめの対処

- ・ いじめを把握した場合には、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、いじめを受けた児童の安全確保を図る。
- ・ いじめを受けた児童・保護者への親身な支援と、いじめを行った児童への背景等を十分理解した上での毅然とした指導、その保護者への助言等を継続的に行う。その際、必要に応じてスクールカウンセラーによるカウンセリングを行うなど、関係する児童・保護者に対する心のケアに配慮したきめ細やかな対応に努める。
- ・ 必要に応じて市や関係機関等との連携を図る。

④ 家庭、地域との連携

- ・ 家庭、地域と密接に連携し、児童を見守り、育む体制の整備に努める。
- ・ 家庭に対し、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
- ・ 地域に対し、児童生徒を見守る取組を推進すること及びいじめの疑いがある場合には学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。

⑤ 関係機関等との連携

- ・ 必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、警察や児童相談所など関係機関との適切な連携を図る。また、いじめに係る組織を新設・拡充し、組織的対応の強化を図る。

⑥ 全教育活動を通じた道徳教育の充実と「ありがとうプロジェクト」の推進

- ・ 全ての児童が、自他の人権や生命を大切にするとともに、思いやりや感謝の心をもって他者と協力しようとする態度を養うため、「道徳の時間」を要とした全教育活動における道徳教育の充実や、児童会主体による「ありがとうプロジェクト」などを推進する。

2 学校におけるいじめ防止等の取組について

(1) 組織的な取組

いじめの問題は、特定の教員が抱え込むことなく、組織的に対応することが重要であることから、いじめ等に係る校内組織を設置する。

なお、いじめの事実確認を行う場合は、本組織を主体とし、必要に応じて関係職員を加えるなどする。

また、学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会等との連携を図りながら対応にあたる。

①いじめ等対策委員会

〔構成員〕 校長，副校長，教務主任，児童指導主任，養護教諭，教育相談主任，関係児童担任，関係学年主任

※ 上記の構成員を必須とし、必要に応じて、一条学校園スクールカウンセラー，関係教員等，校長が必要と認めた教職員が参加する。

〔取組内容〕

- ・ いじめの防止等の全体指導計画の立案，改善
- ・ 校内研修会の企画・立案
- ・ 定期的なアンケートや教育相談の実施と，結果の分析，共有
- ・ いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・ いじめの事実確認
- ・ 指導計画の実施状況の把握と改善

②校内研修

「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を実施する。

(2) いじめの防止等の取組

①いじめの防止

「いじめはどの児童生徒にも起こりうる」との認識の下，未然防止の取組の充実を図り，いじめの起こらない環境づくりに努める。

ア 地域学校園内の小・中学校が連携した取組の実施

- ・ 地域学校園が連携したあいさつ運動の実施（毎月1回）
- ・ 卒業生に関する情報交換会の実施（2月頃）
- ・ 児童生徒強化連絡会の開催（年2回）

（いじめ根絶に向けた学校園全体の取組の検討や各校の取組に関する情報交換）

イ 「いじめゼロ強調月間」の取組の実施（5月，9月の年2回）

- ・ いじめに関するアンケート調査（他に，6月，11月にも実施。年4回実施。）
- ・ いじめゼロリボンの着用
- ・ 児童会からのいじめゼロの呼びかけ
- ・ いじめに関する内容を含んだ道徳や学級活動の実施
- ・ 学校ホームページ等による地域への情報発信
- ・ いじめゼロ標語（なかよし標語）の作成・掲示

- ・ いじめゼロ強調月間スローガンの掲示（全教室・廊下等）
- ウ 「宮っ子心の教育」の実施
 - ・ 感謝の心の育成を重点にして、全教育活動における道德教育の充実やありがとうプロジェクトなど児童会主体の活動を推進し、互いを思いやり、協力し合う人間関係を育成する。
 - ・ 登校班、学級活動、縦割り班、清掃、学校行事などの諸活動を通して、児童に活躍の場を多く提供し、達成感や充実感を味合わせることで、主体的な行動を促す。
 - ・ 校内で小さな親切運動を展開したり、外部の善行賞に積極的に推薦したりなどして、互いのよさを認め合い尊重し合う雰囲気高める。
 - ・ 難聴学級の児童に対して全職員が共通の見解をもって指導にあたり、難聴児と健聴児のよりよい交流活動の推進を図る。
 - ・ 読書タイムを充実させ、思いやりの心や感動する心を育む。
- エ 児童生徒がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うための指導
 - ・ ありがとう集会、なかよし集会、ありがとうプロジェクト、いじめゼロの呼びかけなど、児童会主体が主体となって取り組む人間関係づくりに寄与する活動を推進する。
- オ 情報モラル年間指導計画に基づく計画的な授業の実施
 - ・ 情報モラル年間指導計画に基づいて計画的に授業を実施、また必要に応じて授業内容の変更や追加も行う。
 - ・ 教職員が互いの授業を見合ったり、資料を提供し合ったりして授業の質を高め、学年の発達段階に応じた情報モラルの向上に努める。
- カ いじめゼロ強調月間におけるいじめの防止等の取組状況の点検等
 - ・ いじめ強調月間チェック票に基づき、全教職員が取組状況を確認し、内容を見直したり、再度実施したりする。
 - ・ いじめ強調月間以外における各種調査（いじめアンケート調査、Q-U検査、学習と生活に関するアンケート、学校評価アンケート等）や保護者会、学校評議委員会などの機会を活用して、年間を通して「いじめ防止に関する取組」を評価・点検し、必要に応じて改善しながら実施していく。

②いじめの早期発見

児童生徒が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は児童生徒理解を深め、信頼関係の構築に努める。

- ア 児童生徒、保護者への相談窓口等の周知
 - ・ 児童に対しては、年度初めのスタンダードダイアリー配付時に、スタンダードダイアリーに「相談コーナー」「相談窓口一覧」が掲載されていることを、説明する。
 - ・ 保護者に対しては、年度初めの学級懇談会等において、学校への相談方法（担任以外の窓口：養護教諭、教務主任、副校長）や、スタンダードダイアリーに「相談コーナー」「相談窓口一覧」が掲載されていることを説明する。
- イ スタンダードダイアリーの活用
 - ・ スタンダードダイアリー巻末の「うつのみや いじめゼロ宣言」「宮っ子の誓い」を活用した学級での指導

- ・日常的に、児童の成長やよさ、変容などを家庭に連絡
- ウ 児童生徒への定期的なアンケート調査や教育相談等の実施
 - ・定期的（5月、6月、9月、11月）にいじめの実態調査を行い、その結果を基にして指導する。配慮を要する児童に関する情報交換会を毎週水曜日に、定期的に行い、全職員の共通理解を図り、全校体制で児童指導にあたる。
 - ・Q-U検査や年2回の教育相談、さまざまな学校行事、休み時間の共遊などを通して児童の内面理解に努め、児童相互のよりよい人間関係を醸成する。
- エ 教育委員会によるネットいじめ等パトロールの活用と、家庭との連携によるネットいじめの早期発見
 - ・ネットいじめパトロールで異常が発見された場合、いじめ対策委員会を開催し、家庭や関係機関と連携を図って、迅速に問題解決に取り組む。
- オ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修の実施
 - ・いじめに関する校内マニュアルを活用した研修を年1回以上実施し、教職員がいじめに対する指導方針を共通理解して実践できるようにする。

③いじめの対処

事実確認を正確かつ迅速、組織的にを行い、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、「いじめは決して許されないこと」を毅然とした態度で指導する。

○ いじめが発生した場合には、以下のとおり対応する。

ア いじめ等対策委員会を中心とした事実確認

※被害者、加害者、関係児童生徒から事情を聴くなどして正確に事実関係を把握する。

イ いじめを受けた児童・保護者に対する親身な支援と、いじめを行った児童生徒に対する背景等を十分に理解した上での毅然とした指導及びその保護者への継続的な指導・助言等

ウ いじめの解決に向けた、保護者や市、関係機関・団体等との連携

エ いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合等の警察への相談・通報

3 取組の充実に向けて

- ・ 本基本方針を学校ホームページで公開するとともに、魅力ある学校づくり地域協議会や学校だより等を活用するなどして周知を図り、いじめ防止等の対策を家庭や地域との連携の下に推進する。
- ・ 本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され、実効性のあるものとなっているかについて、「いじめ対策委員会」において定期的に点検したり、本市の学校マネジメントシステムの共通評価項目として設定されているいじめの防止等の取組についての項目及び学校が独自に設定した項目の評価結果等を検証したりするなどして、取組内容や取組方法の改善に取り組む。